



発行: クロウド社会保険労務士事務所

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 FAX 084-983-1197 e-mail info@kuroudo-sr.com

くろうど だより



木々が紅葉し山での飾り付けが終わると、今度はたくさんのイルミネーションで街が華やきます。

皆さまにとって、今年はどうな年でしたでしょうか。

記憶に残るのは、各地に大きな被害をもたらしたまだ影響の残る西日本豪雨。嬉しいものとしては、地元で歓喜をもたらしたカープの三連覇。ごく身近な所では、鞆の浦が「瀬戸の夕風が包む 国内随一の近世港町～セピア色の港町に日常が溶け込む鞆の浦～」のストーリーで日本遺産に認定されました。なんともロマンチックな題名です。

あまり聞き慣れない“日本遺産”とはなんぞや?と調べてみると、世界遺産や文化遺産のように価値付けや保護を目的としたものではなく、地域の歴史的魅カや特色、文化や伝統を語るストーリーを認定し、整備活用して地域の活性化をはかるものということです。

身近な所が認定されると、こんな部分があったんだ!と新たな発見があります。同じように身の周りのことも少し違った視点から見ると、気が付かなかった素敵な一面が見つかるかもしれません。もしかしたら、ひと足早いお年玉のような発見になるかもしれませんね。良かったこと良くなかったことを含めて振り返り、新たな気持ちで新年を迎えたいと思います。

今年一年、皆さまのおかげでつつがなく業務を進めることができ、心より感謝しております。来年もより一層お役に立てるよう励む所存ですのでよろしくお願い致します。

(奥間)



トピックス 平成 30 年分の年末調整における留意事項

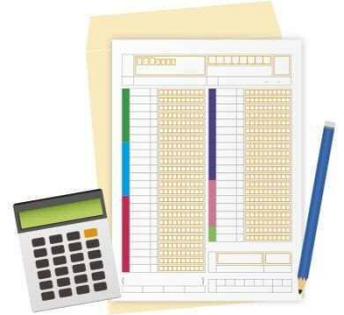
年末調整の時期がやって来ました。平成 30 年分の年末調整においては、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、各種申告書等の様式も改正されています。年末調整の際に発行する源泉徴収票や源泉徴収簿の様式も変更されていますので、ご紹介します。

留意事項：各種申告書等の見直し

●給与所得者の配偶者控除等申告書について

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が、平成 30 年分から「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められました。これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）についても、平成 30 年分からは、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式に改められました。

平成 30 年分の年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるためには、「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を会社（給与の支払者）に提出する必要があることを、社員（給与所得者）に伝えておきましょう。



●源泉徴収簿について

源泉徴収簿の⑮欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められました。また、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に改められました。

これに伴い、配偶者控除額については、平成 29 年分の源泉徴収簿においては、⑯欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分からの源泉徴収簿においては、⑮欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することとされました。

平成 29 年分の源泉徴収簿（抜粋）	変更	平成 30 年分の源泉徴収簿（抜粋）
生命保険料の控除額 ⑬		生命保険料の控除額 ⑬
地震保険料の控除額 ⑭		地震保険料の控除額 ⑭
配偶者特別控除額 ⑮		配偶者（特別）控除額 ⑮
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑯		扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額 ⑯
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)
差引課税給与所得金額(⑨)-(⑰)		差引課税給与所得金額(⑨)-(⑰)

★ 源泉徴収簿⑯欄の計算を容易にする早見表についても、配偶者控除額のことを省いた新たな「平成 30 年分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」が公表されています。

今回の年末調整においては、変更点が多々あります。ご質問などがあれば、気軽にお問い合わせください。

お仕事 カレンダー 12月



12/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

- 11 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付（2019 年 1 月 4 日まで）
- 10 月決算法人の確定申告と納税・翌年 4 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 翌年 1 月・4 月・7 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

トビウオ 外国人材の受入れ拡大に関する改正法案を閣議決定—新制度の概要は？

本年（2018年）11月に入って間もなく、外国人材の受入れ拡大に関する改正法案が閣議決定されました。

同年10月末頃に召集された第197回臨時国会の所信表明演説で、安倍総理は、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れる。入国管理法を改正し、就労を目的とした新しい在留資格を設ける」と決意を述べましたが、それを実現させるべく、異例のスピードで、改正法案の閣議決定・国会での審議へと進んでいます。

改正法案の正式名称は、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」。そのうち、新たな在留資格に関する部分を確認しておきましょう。

— 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（骨子）

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設に関する部分 —

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

〈補足〉受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

…政府は、農業や介護、建設など14業種を検討中

☆ 政府・与党は、来年(2019年)4月からの新制度のスタートを目指していますが、上記の骨子を見ても、具体的に取決めなければならぬことがたくさんあることがわかります。

受入れ業種の範囲はもちろん、受け入れた外国人労働者の社会保険の適用をどのようにするのか等々、具体的なルールを整備できるのかがポイントとなりそうです。

読者の皆さまへ

- ①皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ②ニュースレターの内容を無断で複製・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com